

# 平成31年度 保健事業一覧

<p><b>(1) 健康診査</b>(40歳以上の被保険者で特定健康診査必須項目を含むもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 1人年度1回限りの補助をいたします。(注・労安法に定める39歳以下の健診は補助の対象外となります)</li> <li>◎ 『(一財)全日本労働福祉協会』が、巡回健診を行ないます。</li> <li>申込み・問合せ等は直接『(一財)全日本労働福祉協会』へお願いいたします。</li> <li>※ (一財)全日本労働福祉協会以外を受診された場合でも、同様の補助があります。</li> </ul>
<p><b>(2) 特定健康診査【自己負担なし】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 40歳以上の被扶養者と任意継続の方を対象とします。</li> <li>◎ 「受診券」を5月下旬に対象者全員(自宅)に送付予定です。(平成31年6月1日より使用可能)</li> <li>◎ 東振協(Eコース)会場型健診の案内と申請書は、健保日より春号・秋号に掲載(同封)。</li> </ul>
<p><b>(3) レディース健診(特定健康診査項目を含む)【一部負担金8,000円】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 35歳以上の女性の被保険者並びに被扶養者と任意継続の方(女性)が対象です。</li> <li>※ レディース健診の案内と申請書は、健保日より春号・秋号に掲載(同封)。個人負担分は現地にて支払い(又は振り込み)。</li> </ul>
<p><b>(4) 人間ドック・脳ドック(特定健康診査必須項目を含むものに限る⇒受診機関へ予約時に確認して下さい。)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 35歳以上の被保険者並びに被扶養者と任意継続の方が対象です。</li> <li>◎ 補助金支給対象の受診期間は、4月1日から翌2月末日までです。</li> <li>◎ 補助金申請(「申請書」に必要書類の全てを添付)による手続きとなります。</li> <li>◎ 健診料金総額の5割(税込)の補助で、上限20,000円です。</li> </ul>
<p><b>(5) 健診時同時がん検診</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 各種がん検診の内、6種類(胃、肺、大腸、子宮、乳、前立腺)について、受検費用合計額の上限4,000円までを補助します。</li> <li>◎ (一財)全日本労働福祉協会の健診時に実施の場合は、指定3種類(大腸、子宮、前立腺)について全額当健保組合が負担し、その他の種類(胃、肺、乳)については、受検費用合計額の上限2,000円までを補助いたします。</li> <li>申込み・問合せ等は直接『(一財)全日本労働福祉協会』へお願いいたします。</li> <li>◎ 補助金支給対象の受検期間は、4月1日から翌3月末日までです。 ※年齢条件あり</li> </ul>
<p><b>(6) 胃の健康度検査(ABC検診)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 健診時に実施した胃の健康度検査について、受検費用の上限2,000円までを補助いたします。 ※該当年齢あり(別表1)</li> </ul>
<p><b>(7) 自治体がん検診</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 各自治体が実施する「がん検診」の受検費用の上限5,000円までを補助いたします。 ※対象検診条件あり</li> </ul>
<p><b>(8) 歯科健診</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 自治体等による歯科健診について、健診費用の上限1,000円までを補助いたします。(保険診療を除く)</li> </ul>
<p><b>(9) 特定保健指導【自己負担なし】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 特定健康診査でメタボリックシンドロームのリスクが高く生活習慣病の改善が必要と判断された方が対象となります。</li> <li>◎ 対象となった方に対しご案内いたしますので、ご協力をお願いします。</li> </ul>
<p><b>(10) ジェネリック医薬品の差額通知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 対象となった方にご案内いたします。(年4回 5月、8月、11月、2月)</li> </ul>
<p><b>(11) インフルエンザ予防接種</b> ※H31年度分のご案内送付は9月上旬の予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 被保険者並びに被扶養者と任意継続の方を対象とします。</li> <li>◎ 補助金支給対象の接種期間は、10月1日から翌1月末日までです。</li> <li>◎ 補助金申請(「申請書」に必要書類の全てを添付)により、1人年度1回限り 被保険者税込1,500円、被扶養者税込1,000円(13歳未満は2回まで)を健保組合が補助いたします。</li> </ul>
<p><b>★(12) 禁煙外来</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 20歳以上の被保険者並びに被扶養者と任意継続の方を対象とします。</li> <li>◎ 補助金申請(「申請書」に必要書類の全てを添付)による手続きとなります。</li> <li>◎ 保険適用となる禁煙外来に受診について、受診費用の上限20,000円までを補助いたします。</li> </ul>
<p><b>(13) 秩父路峠道ウォーキング</b> &lt;健保連埼玉連合会主催&gt; ※参加費は無料。詳細は9月上旬頃ご案内いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 被保険者並びに被扶養者と任意継続の方を対象とします。</li> <li>◎ 現地集合・現地解散(交通費は個人負担)で、11月中旬に「みかん狩りハイキング」を予定しています。(参加賞あり)</li> </ul>
<p><b>(14) その他の保健事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報誌『健保だより』を年2回(春・秋)、全被保険者の自宅に送付します。</li> <li>● 育児支援として、ご出産された方に記念品を贈呈します。 また、初産の方には育児専門誌「赤ちゃん和妈妈」を2年間ご自宅へ送付します。(有資格者対象)</li> <li>● 健康増進優良事業所認定 ※特定健診等の受診率が80%以上の事業所を、「従業員等の健康増進に積極的に取り組む企業」として認定します。</li> <li>● 健保連埼玉連合会保健師による重症化予防のアドバイス ※特定健診の結果で一定の基準を超えた方に対し、重症化を予防するための文書指導</li> <li>● 被扶養者受診率向上のためのアプローチ ※特定健診(パート先での特定健診の情報提供含む)を早期受診された方へグルメカードをプレゼント。 ※特定健診の未受診者(全員)にハガキによる案内(40歳になる方への封書による案内)</li> <li>● 健康宣言 ※健康宣言を行い、健康経営に取り組む企業を「健康優良企業」として健保連埼玉連合会が認定します。</li> </ul> <p><b>★ ● 健康管理委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※事業主から選ばれた委員の方に、職場の健康づくりに関するサポートを行います。</li> <li>● 禁煙サポート 事業所に禁煙に関する啓蒙活動</li> <li>● 常備薬品等の有償斡旋を年2回(夏用・冬用)行います。</li> </ul>